

一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく輸送施設の使用の停止処分事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

記

近運自二公示第15号

氏名又は名称及び住所	予定される処分の内容	聴聞の期日	聴聞の場所	備考
高井田交通 株式会社 大阪府東大阪市高井田本通5丁目1番26号	タクシー業務適正化特別措置法第52条に基づく輸送施設の使用の停止処分	令和6年7月29日 10時00分～	大阪府東大阪市高井田4丁目1番76号 (大阪合同庁舎第4号館13階ヒアリングルーム2) 所掌組織(連絡先): 近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 (電話:06-6949-6446)	

令和6年7月11日

近畿運輸局長

